

都留市告示第 1 号

都の杜うぐいすホール指定管理者の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項及び都の杜うぐいすホール条例(平成 17 年都留市条例第 27 号)第 3 条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 月 4 日

都留市長 堀内 富久

- 1 指定管理者となる団体の
名称及び所在 都留市上谷 1,888 番地 1
一般財団法人 都留楽友協会
- 2 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで